



鳥取市立湖東中学校 いじめ防止基本方針

鳥取市立湖東中学校
平成26年3月27日策定
平成30年6月20日改訂
令和2年5月7日改訂

はじめに

この鳥取市立湖東中学校いじめ防止基本方針は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送り、様々な活動に取り組む中で、学びの質を高めながら心豊かに成長していくことができるよう、学校、家庭、地域社会、行政機関、その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めたものとして策定及び改訂した。

1 いじめの定義と認知

(1) いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）で、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条1項）

いじめかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、対象の生徒の立場に立って行う。

(2) いじめの認知

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員が行うことなく、学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）を活用して行う。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪したことにより、教員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等においても、いじめの定義に該当するため、学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）へ情報を提供する。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

* 上記以外の態様も想定される。

2 いじめに対する基本的な認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命、身体に重大な危険を生じさせる人権侵害のおそれがある。

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる身近で深刻な人権侵害案件であることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

そして、いじめは、すべての生徒、教職員に関係する問題である。すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒、教職員がいじめを正しく理解し、認識しながら放置することがないように、いじめの解消に向けて積極的に行動することが大切である。

湖東中学校は、「自主・志学・友愛」の校訓のもと、「人を大事にし、明日も来たいと思える温かい人間関係の学校」を目指し、日々人間尊重の精神を基盤とした教育活動を推進している。したがって、いじめの問題への対応は本校における最重要課題の一つであり、教職員が一丸となって組織的に対応していかなければならない課題である。学校は生徒に向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組んでいかなければならない。いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う『居場所づくり』と、心の通う『絆づくり』につながる学級・集団形成を進めていきたい。

さらに、いじめの防止や解決は、学校だけでなく、生徒、家庭、地域、関係諸機関が一体となって取り組むことが大切である。より多くの大人が悩みや相談を受け止めることができるように、それぞれの立場からその責任を自覚し、連携・協働する体制づくりが必要である。

また、子ども社会の問題は大人社会の問題の反映ともいわれる。大人の「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有は、いじめの防止や解決に不可欠である。

- 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ
- いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う
- 自主的に課題を解決しようとする生徒の育成
- いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる
- 学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む

3 いじめを未然に防止するために

(1) 魅力ある学校づくり（『居場所』と『絆』がある学校・学級づくり）

生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することがいじめ防止の基本である。湖東中学校は、生徒一人ひとりの『居場所づくり』や『絆づくり』を通して、生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりに努める。

- 『居場所づくり』
 - ・子どもたち一人ひとりの人権を尊重する。
 - ・ルールの内在化と習慣化。
 - ・わかる、楽しい授業づくりや夢や希望のある教育活動の創造。
- 『絆づくり』
 - ・喜びを分かち合い、痛みや悲しみを共感できるような豊かな集団づくり。
 - ・規範意識を身につけ、自分たちの力で問題の解決を図っていける集団づくり。
 - ・生徒理解に努め、信頼関係の構築された教師と生徒の関係づくり。

(2) 未然防止のために生徒に育みたい資質・能力

思いやり・他者理解	コミュニケーション能力	思いや考えの表現力
相談・支援を求める力	ストレスマネジメント能力	セルフコントロール能力
自尊感情・自己有用感	道徳性	規律性
自治集団づくりに資する力	仲間づくり・絆づくりに資する力	自律心

(3) 校内体制

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめ防止対策推進法 22 条『学校におけるいじめの防止等の対策のための組織』)

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組みを効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、第 22 条の規定に基づき、湖東中学校いじめ防止対策委員会を常設する。

この組織は、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担い、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応・事案対処」の役割を果たす。また、「学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し」、「学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの年間計画の作成及び進行管理」、「いじめに関する実践的な教職員研修等の実施」、「いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する意識啓発」を行う。

週 1 回の主任会、生徒指導担当者会、教育相談担当者会等できじめに関する情報を収集し、必要に応じて会を開催する。また、いじめ事案発生時は会を緊急開催し、その対応に当たる。

【未然防止】

◇いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見】

◇いじめに関する通報及び相談への対応をする。

◇いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認を行う（アンケート調査や聞き取り調査等）。

◇いじめや問題行動等に係る情報の収集を行う。

【早期対応・事案対処】

◇いじめ事案に係る記録と情報の共有を行う。

◇いじめ事案に対応するための会議を開催する。

◇いじめを受けた生徒・保護者に対する継続的支援並びにその保護者と連携を図る。

◇いじめを行った生徒に対する指導及び成長の支援並びにその保護者と連携を図る。

【 構成員 】

校長、副校長、教頭、教務主任、人権教育主任、特別支援教育主任、教育相談担当、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任、その他関係職員

* 対応する事案の内容に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、民生委員、医師等も構成員に追加し、柔軟な組織運営を図る。

(4) いじめの未然防止のための取組

①いじめについての共通理解

- (ア) 生徒に対して、全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。
- (イ) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修会や職員会議で周知を図り、平素から教職員の共通理解を図っていく。
- (ウ) 日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する。

②いじめに向かわない態度・能力・学力の育成

- (ア) 道徳教育や人権教育の充実
- (イ) 体験活動の充実
 - 一人ひとりが活躍でき、互いに認め合い、心のつながりが感じられる活動を行うことにより、友人関係を築き、社会性を育む。
 - ・行事の充実
 - ・部活動の奨励

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

- (ア) わかる授業、楽しい授業づくり
 - いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないようわかりやすい授業、楽しい授業を行うよう努める。
 - ・すべての生徒が参加、活躍できる授業の工夫
 - ・授業研究会の実施（教科・道徳）
 - ・授業参観の実施
 - ・授業アンケートの実施（年間2回）
- (イ) ストレスに対処できる力の育成
 - ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
 - ・教育相談の実施
 - ・スクールカウンセラーの活用

④生徒自らがいじめについて学び、取組む

生徒会による、いじめ防止の訴えなど、生徒自身が主体的に考えて行動するような取組みを推進する。

- (ア) 湖東中学校あいさつ宣言
- (イ) 湖東中学校Smileプロジェクト（鳥取市Smile月間中の取り組み）

⑤インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係わる画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るため、生徒に対して、インターネット上のいじめも重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与える行為であることを理解させる取組みを行う必要がある。

- (ア) 情報モラルに関する学習の充実（学級活動・道徳・技術・講演会等）
- (イ) 保護者に対する啓発活動の実施
- (ウ) 関係諸機関・団体との連携（ネットパトロール等）による状況の把握

4 いじめの早期発見の取組

教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、日頃から生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、その情報を関係職員間で共有するなど速やかな対応を取る。いじめの情報共有は、教職員間の気づきを共有して早期発見につなげることを目的としている。

また、教職員は些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを集約する担当を通じていじめ防止対策委員会に報告・相談する。

- (1) 生徒の一日の様子、保健室への来室状況等から、生徒の些細な変化を見逃さない。
- (2) 毎日の生活ノート（連絡ノート）を有効活用する。
- (3) いじめに関するアンケート調査を毎月実施する。
- (4) 個別相談の実施
- (5) 教育相談アンケートを年間4回（5月、8月、11月、2月）に実施する。
- (6) 教育相談週間の実施
- (7) 毎週1回、生徒指導担当者会及び教育相談担当者会で情報を共有する。
- (8) 生徒及び保護者がいじめに係わる相談が行えるよう、スクールカウンセラーとの相談体制の整備を行う。

5 早期対応・事案対処

(1) 組織的な対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかにいじめ防止対策委員会で協議し、組織的な対応につなげる。

(2) 事実確認

生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかに組織でいじめの有無等事実確認を行い、その結果を鳥取市教育委員会に報告する。（いじめ防止対策推進法23条2項）
なお教職員は、「学校方針」等に沿って、いじめに係わる情報を適切に記録し、指導に活かす。

(3) いじめを受けた、いじめを行った生徒やその保護者への対応

いじめと疑われる事案を確認した際には、特定の職員で抱え込まず、速やかに情報の伝達と共有を行うと同時に、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。

- ①いじめを受けた生徒に対する支援とその保護者に対する情報提供や支援
- ②いじめを行った生徒に対する継続的な指導とその保護者に対する情報提供や継続的な助言
- ③全体（学級、学年、部活動等）の問題としての生徒の指導

(4) 犯罪行為として扱ういじめ

犯罪行為として取り扱われるべきいじめと認められるとき、また、学校外でも再発する恐れがあるようないじめ、指導を繰り返しても継続するようないじめ等が行われた場合は、学校は、警察署と連携して対処する。

特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助を要請する。(いじめ防止対策推進法 23条6項)

(5) いじめに対する措置

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、いじめを行った生徒に対し適切に懲戒(叱責や居残り指導等)を加える場合がある。(いじめ防止対策推進法 25条)

学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒に対して、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒のみならず他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。(いじめ防止対策推進法 23条4項)

また、教職員は、いじめを行った生徒に対して、該当生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、保護者や専門機関等との連携をとりながら、毅然とした態度で指導・対応を行う。

(6) 配慮が必要な生徒への支援

教職員は、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、生徒をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応する。その際、学校は、専門家の意見を参考に、保護者との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする存在、周辺で黙認する存在にも留意し、教職員は、必要に応じて集団全体への働きかけを行う。

(8) 生徒又は保護者からの申立てへの対応

生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、学校は、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(9) いじめの解消

教職員は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行う。

いじめが「解消している」状態とは、

○いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること

○いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと(いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する)

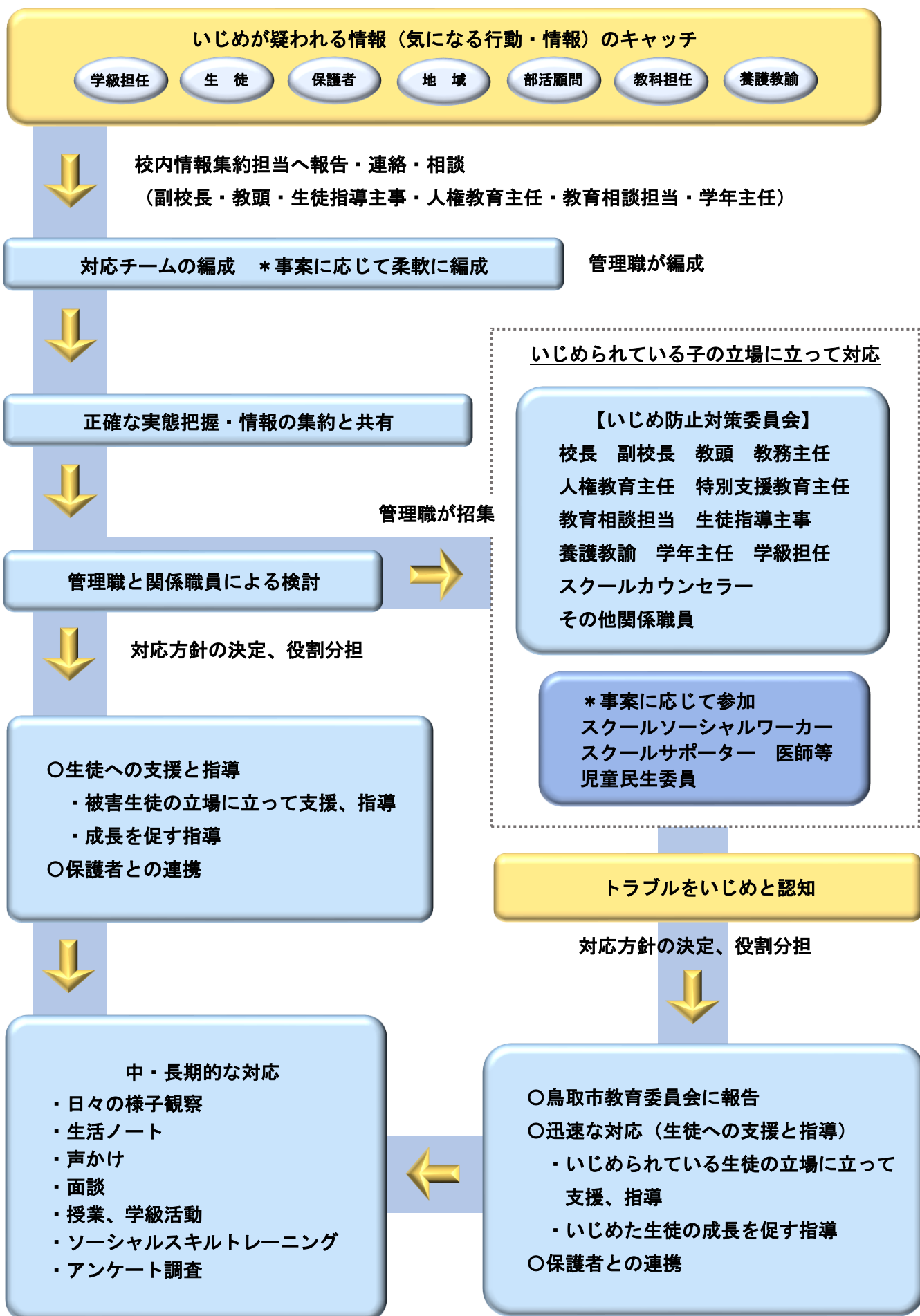
であり、他の事情も勘案して慎重に判断する。

(10) 経過観察と確実な引継ぎ

解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

継続的な指導や支援を行っていくために、いじめを行った、あるいはいじめを受けた生徒の情報を、進級時や進学時等に確実に引継ぐ。

《いじめ対応の基本的な流れ》



6 重大事案への対処等

(1) いじめ重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると市教育委員会及び学校が認めるとき。
- いじめにより該当学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると教育委員会及び学校が認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 28 条 1 項)

いじめ防止対策推進法 28 条 1 項 1 号「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースが想定される。

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 生徒が自殺を企図した場合

また、「相当の期間学校を欠席する」については、年間 30 日を目安とするが、一定期間、連続して欠席しているような場合には、30 日を待つことなく迅速に対応する。

(2) いじめ重大事態への対処等

- ①的確な情報収集を行い、それを基にいじめ防止対策委員会を緊急開催し対応を協議する。
- ②重大事案が発生した旨を、鳥取市教育委員会に速やかに報告し、連携をとりながら対応をする。また、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い支援を要請する。
- ③事実を明確にするための調査を実施する。なお、重大事案の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始する。
 - ・学校主体の速やかな調査
 - ・鳥取市教育委員会主体となった調査協力
- ④事実関係の明確化を図る。
- ⑤適切な支援・指導を行う。
 - ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや関係諸機関との連携
 - ・継続的なケア
 - ・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援の実施
 - ・いじめを行った生徒に対しては、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行いながら、謝罪の気持ちを醸成させる。
- ⑥いじめを受けた生徒やその保護者に対しての事実関係の説明と個人情報の取り扱いについては、十分に配慮し適切に行う。
 - ・適時、適切な方法での経過報告
 - ・他の生徒のプライバシー保護に対する配慮
- ⑦事後の再発防止の取組
 - ・調査結果において認定された事実に基づき、学校の対応について検証を図る
- ⑧報告の流れ
 - ・事実関係や調査結果について、鳥取市教育委員会を通じて市長に報告する

7 地域や家庭との連携について

(1) 保護者との連携

授業参観や保護者懇談会、PTA活動などのあらゆる機会を活用して、保護者との連携を十分に図る。

(2) 広報活動

学校ホームページ、学校・学年だより等を通して適切な情報提供を行うとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深める。

(3) 情報の共有

PTA執行部、湖東中校区魅力ある学校づくり推進協議会（KMG）、湖東グリーンゾーン推進協議会、池之端の応援団、同窓会、学校評議員会、保護司会、心のボランティアの会（児童民生委員）へ適切な情報を提供し、連携を深める。

8 関係機関等との連携

いじめ防止の取組を実施する場合及び、いじめが発見された場合には、実態等に応じて、次の関係諸機関の協力や助言を仰ぐ。

- ・ 鳥取市教育委員会
- ・ 鳥取県警察本部、鳥取警察署
- ・ 鳥取中央児童相談所
- ・ 鳥取法務少年支援センター
- ・ 鳥取市こども家庭相談センター
- ・ 鳥取地方法務局
- ・ 専門家（弁護士、精神科医、小児科医、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等）
- ・ 地域（PTA、湖東グリーンゾーン推進協議会、児童民生委員、保護司会等）

9 いじめ防止等に係る取組の検証

より実効性の高い取組を実施するため、「学校方針」が、実情に即して適切に機能しているかを学校評価等を用いて点検し、必要に応じて見直しを行う。（PDCAサイクル）